

令和3年11月12日

中央区健康・食育プランの計画期間延長について

- 1 中央区健康・食育プランの計画期間
平成25年度～令和4年度までの10年間
健康日本21（国）と整合性を図るため、設定した期間。
- 2 健康日本21（国）の計画期間延長（1年間）
変更前）平成25年度～令和4年度
変更後）平成25年度～令和5年度
【変更理由】
自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施することを目的として、医療費適正化計画等との計画期間と一致させるため。
【次期健康増進計画の策定について】
令和6年度に開始予定の国が行う次期健康づくり運動に合わせて計画期間を開始できるよう、令和5年度中に都道府県や市町村健康増進計画の策定準備を進めるよう通知された。
- 3 東京都健康推進プラン21（第二次）の計画期間延長（1年間）
変更前）平成25年度～令和4年度
変更後）平成25年度～令和5年度
- 4 中央区健康・食育プランの計画期間延長について
国や都の計画期間延長の決定を受けて、**計画期間を1年延長する。**
計画期間を延長することで、国や都の計画改訂に向けた内容を考慮しながら、次期プランを策定することが可能となる。

【参考】健康増進法第8条第2項

「市町村は基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、（中略）市町村健康増進計画を定めるよう努める」と規定されている。

【国・都・区の現計画に関する計画期間】

計 画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国)健康日本21(第二次)	計画期間: H25～R4										期間1年延長	
都)健康推進プラン21(第二次)	計画期間: H25～R4										期間1年延長	
区)健康・食育プラン2013	計画期間: H25～R4										期間1年延長	